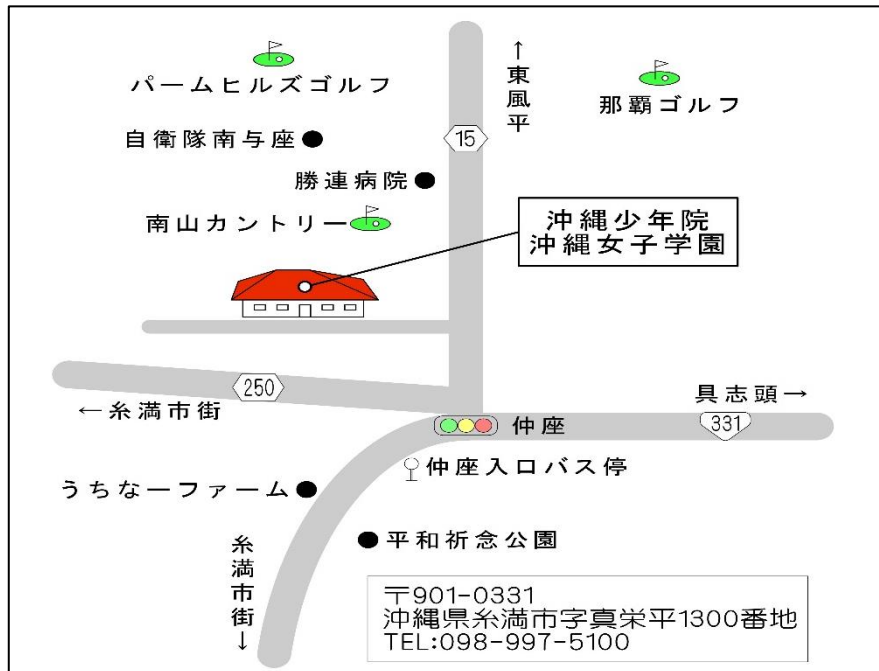


沖縄少年院 ~ていだ子を育む~



少年院は、家庭裁判所の審判で少年院送致の決定を受けた少年を収容し、矯正教育を行う、法務省所管の施設です。

当院は琉球少年院として昭和35年に沖縄市に発足し、昭和47年から沖縄少年院として運営してきましたが、平成30年7月に糸満市に移転し、新たな施設で新たな一歩を踏み出すこととなりました。

在院者の人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、自主自律及び協働の精神を養うような処遇を行っています。

<少年院での一日の生活>

07:00 起床	17:00 夕食、日記
08:00 朝食・課業準備	18:00 自己計画学習・読書
09:00 出寮・教育活動	19:00 ニュース視聴・
運動	マインドフルネス
11:40 帰寮・昼食	20:00 余暇
13:00 出寮・教育活動	21:10 就寝
15:35 入浴・身辺整理	



矯正教育と社会復帰支援

当院では、在院者ひとりひとりの特性に応じて、これらの教育・指導を組み合わせた矯正教育を実施しています。また、在院者の円滑な社会復帰を図るための支援を行っています。

職業指導

職業指導（溶接、農園芸、陶芸等）
資格取得（アーク溶接、危険物、玉掛クレーン）
職業生活設計指導

生活指導

特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止、性非行防止、暴力防止、家族関係、交友関係）
アルコール関連問題指導 マインドフルネス SST アサーション 集団行動訓練
役割活動 集会 課題作文
個別面接 日記

特別活動指導

クラブ活動（剣道）
伝統文化（三線）
ボーイスカウト活動 行事



体育指導

バレーボール 水泳
フットサル ソフトボール
筋力トレーニング

教科指導

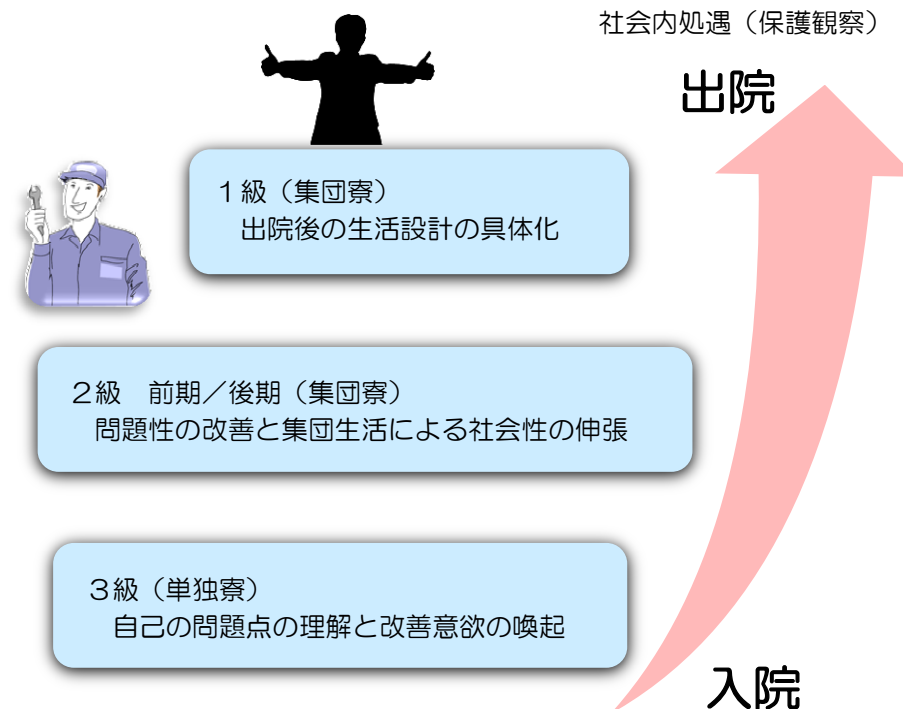
中学生に対する
教科指導（国語、数学、理科、社会、英語、音楽等）
高卒認定試験 珠算

社会復帰支援

就労支援 修学支援 保護者に対する協力の求め等

教育の流れ ～入院から出院まで～

少年院では在院者の処遇の段階に応じた教育・指導が実施されます。また、在院者それぞれに各段階での教育目標を策定し、指導が展開されます。



送致対象

原則として沖縄県内の家庭裁判所で送致決定のあった心身に著しい障害のないおおむね14歳以上の少年

矯正教育課程（第1種少年院）

- 短期義務教育課程
- 短期社会適応課程
- 義務教育課程Ⅱ
- 社会適応課程Ⅰ,Ⅱ
- 支援教育課程Ⅲ